

令和3年度 入所基準点数表

勤務状況		点数	加算	
就労	単身赴任	10	障害者手帳所持者(特定疾患含)	2
	8時間以上	8	月20日(週5日)以上勤務	2
	7時間以上	7	月16日(週4日)以上勤務	1
	6時間以上	6	月16日(週4日)未満勤務	-1
	5時間以上	5	月12日(週3日)未満勤務	-3
	4時間以上	4	月8日(週2日)未満勤務	-4
	4時間未満	3	居宅内就労	-1
勤務地加算	勤務地が上尾市内及び隣接市区町村または勤務地不定 (さいたま市西・北・見沼・岩槻区、蓮田市、伊奈町、桶川市、川島町、川越市)		0	
	勤務地が埼玉県内・東京都内(上尾市内・隣接市区町村内を除く)		1	
	勤務地が埼玉県・東京都を除く地域		2	
求職中	勤務先内定(1日4時間、月16日以上)の稼働	3	1日8時間、月16日以上)の稼働	3
	勤務先未定	1	両親共に求職中 ※保護者のいずれか一方に加算	1
勤務以外		点数	加算	
出産予定		11		
病気入院		12		
居宅療養	常時臥床・精神疾患	12		
	日常生活を著しく制限	9		
	その他	5		
未受診であるが精神疾患が疑われる場合		12	保健師・精神保健福祉士等の判断を要する	
障害	1・2級(重度)	12	両親共に障害者の世帯	
	3・4級(中度)	9		
	その他	5		
介護	重度者介護(※1)	11	心身障害児の通園・通学	
	中度者介護(※2)	8		
	その他	5		
	常時入院付添	8		
災害復旧		15		
通学(週4日以上)の通学)		5		
不在	離婚・死亡・行方不明	10	調停中、拘禁を含む	
	別居	7		

※1要介護度3～5を含む

※2要介護度1～2を含む

転園理由 (市内保育施設からの転園)		点数	加算	
送迎	兄弟姉妹が別々の保育所	5	送迎困難(不在・病気等)	
	片道6km以上	4		
	片道4km以上	3		
	片道2km以上4km未満	2		
その他	認定こども園内における認定替えを伴う転園希望	3		
	特段の配慮が必要と判断されるもの(本人に瑕疵がないもの)	5		

※勤務状況は雇用契約の拘束時間を元とし、就労実績・収入実績も確認し判断する。

※転園については、保育状況の加算を除いて計算する。

※同点数の場合は、状況別優先順位指標の順位で優先する。

状況別優先順位指標

1	要保護児童
2	ひとり親(同居なし) > ひとり親(同居あり)
3	災害復旧 > 病気、障害 > 出産 > 介護 > 保育士 > 就労 > 通学 > 就労内定 > 求職中
4	滞納がない
5	兄弟在籍
6	同世帯に障害者
7	未就学児の人数が多い
8	義務教育以下の児童数が多い
9	両祖父母とも不在もしくは県外
10	税額が低位

保育状況		点数	加算	
親族等保育	同居親族	1	70才以上の高齢者のみで保育	2
	別居親族	2	傷病(診断書要)障害	2
	友人・知人	3	二児以上の保育	1
	同伴就労	4	作業場等危険が伴うもの	1
産休育休	産休・育休明け(休業期間が明けるとその前後1か月が加算対象)		3	
	育児休業制度等の制度がなく、産後復帰を余儀なくされるもの		5	
保育施設等※3	幼稚園	2	幼稚園預かり保育	2
	一時保育(C型を除く、月4日以上)の利用)	3	一時保育週3日(月12日以上)	1
			一時保育週4～5日(月16日以上)	3
			届出のない認可外保育施設	6
	届出のある認可外保育施設	4		
	家庭保育室	4		
	職場託児所	4		
	個人金銭委託(ベビーシッター等)	4		
	市外認可保育施設(地域型保育施設を含む)	6		
	施設入所(乳児院・養護施設)			10
市内・市外の地域型保育施設 新年度3歳児クラス(4月入所選考のみ加算)			10	
在籍している保育施設等の廃園・休園・受け入れ停止による保育不可			20	

※3 保育施設加算は保育施設等の利用を客観的に確認した後に加算する

調整		点数
①	ひとり親(同居家族無し)・祖父母不在	15
②	ひとり親(同居家族あり)	10
③	生活保護世帯(原則再入園時を除く)	10
④	兄弟入所保育施設希望(幼稚園を含む)	3
⑤	多児童(義務教育課程以下3人以上)	2
⑥	多胎児(双生児等)※多胎児の兄弟は就学前まで加算対象	2
⑦	要支援家庭	10
⑧	DV・虐待等の理由により保育が必要と判断されるもの	8
⑨	65歳未満同居祖父母の保育が必要な証明未提出	-1
⑩	保留(1年以上)	1
⑪	入所決定後のキャンセル(保護者事由による)※一回につき	-4
⑫	保育料滞納 3か月以上	-8
⑬	保育料滞納 6か月以上	-20
⑭	保育料滞納 1年以上	-25
⑮	児童福祉法第26条	20
⑯	保育士(有資格で、市内施設で就労する場合)	3
⑰	保育士(有資格で、市内施設で1年以上就労することを誓約した場合)	10
⑱	特例	15

※要保護児童及び障害児保育対象児童については、優先的に入所を考慮する。